島根県門型標識等修繕計画

令和８年５月

島根県　土木部　道路維持課

目　次

１．はじめに

（１）本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

（２）対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

（３）計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

２．施設の現状

（１）県内の門型標識等の施設数　　・・・・・・・・・・・・・・・・P3

（２）施設の年齢構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

（３）定期点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

（４）詳細調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

（５）健全度評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

（６）健全度の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

３．老朽化対策の実施

（１）維持管理水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

（２）対策の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

（３）門型標識等修繕方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

（４）対策費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

４．今後の取り組み

（１）維持管理の更なる高度化、効率化・・・・・・・・・・・・・・・・P8

（２）集約化・撤去

別添

門型標識等点検・修繕計画一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

１．はじめに

（１）本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成２５年１１月２９日に「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。

本県では、この基本計画に基づき平成２７年９月に「公共施設等総合管理基本方針」、令和７年３月に「第２期島根県公共施設等総合管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

さらに、本県土木部においては、公共土木施設（道路、河川など７分野１４施設）の適切な維持管理を効率的かつ計画的に実施するための「島根県公共土木施設長寿命化計画」（以下、「長寿命化計画」という。）を策定したところです。

本計画は、長寿命化計画に基づき、道路の附属物のうち、門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置（収集装置含む）（以下、「門型標識等」という。）における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。

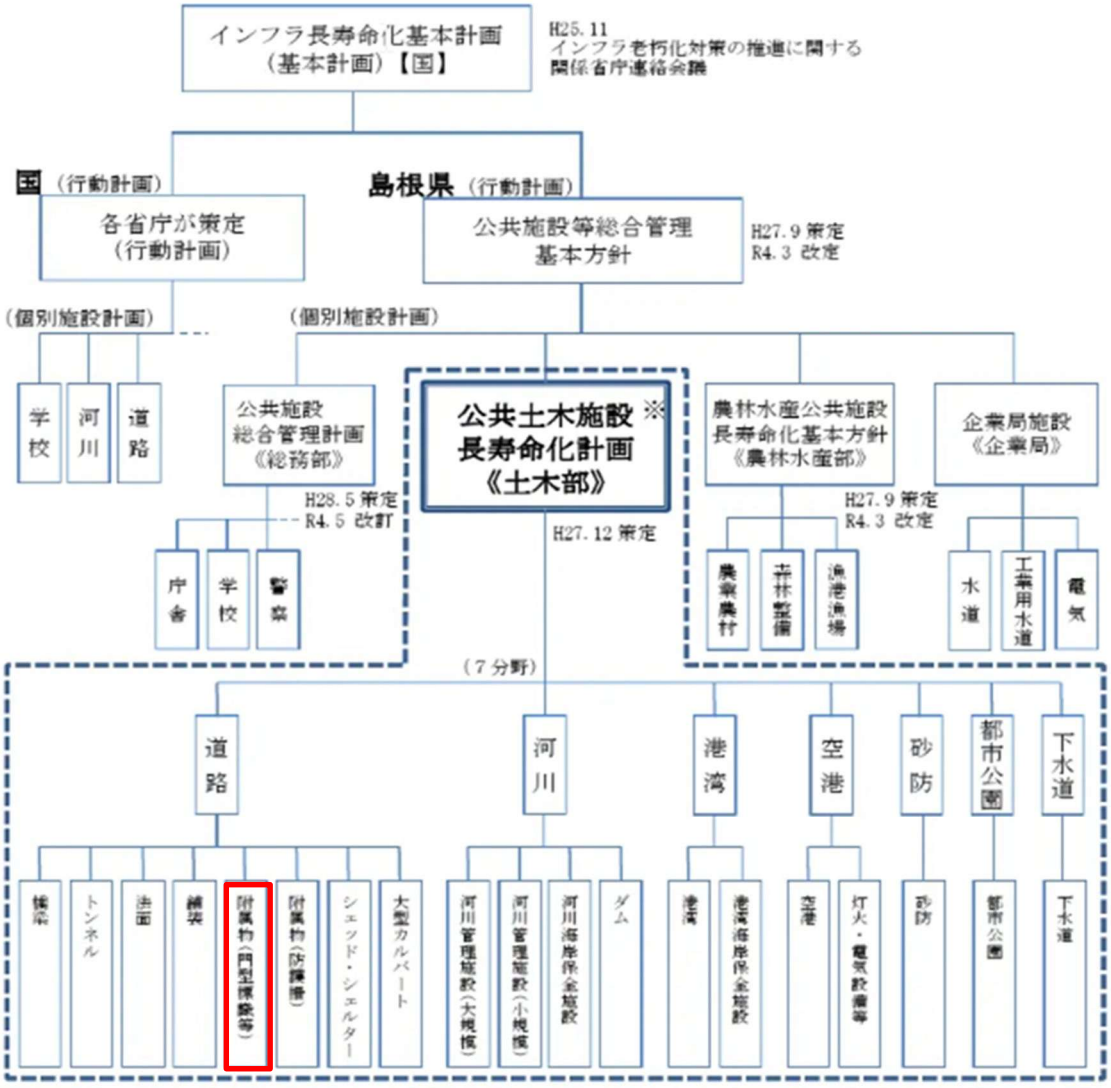


図１　インフラ長寿命化計画体系図

（２）対象施設

本計画において対象とする施設は、島根県が管理する門型標識等とします。

（３）計画期間

計画期間は５年間とし、定期点検により毎年度新たに対策が必要な変状が発見されるため、最新の点検結果に基づき毎年度見直し（フォローアップ）を行います。

今回は、令和８年度から令和１２年度までの計画とします。

２．施設の現状

（１）県内の門型標識等施設数

島根県では、令和８年５月現在、３８基の門型標識等を管理しています。

表 2-1　　各県土整備事務所管内の施設数

（R8.5 月現在）

事務所	事業所	施設数		
			道路標識	道路情報提供装置
松江	松江	14	14	0
	広瀬	0	0	0
雲南	雲南	6	5	1
	仁多	0	0	0
出雲	出雲	9	9	0
県央	県央	1	0	1
	大田	1	0	1
浜田	浜田	4	2	2
益田	益田	0	0	0
	津和野	3	1	2
隠岐	島後	0	0	0
	島前	0	0	0
計		38	31	7

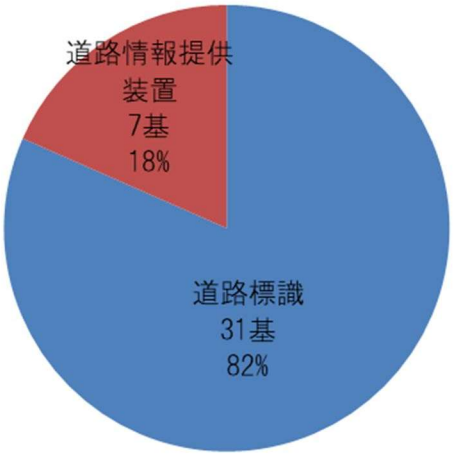


図 2-1　　施設数の割合

（２）施設の年齢構成

県が管理する門型標識等３８基のうち、建設年次不明を除く１６基は建設後３０年程度未満の比較的新しい施設です。

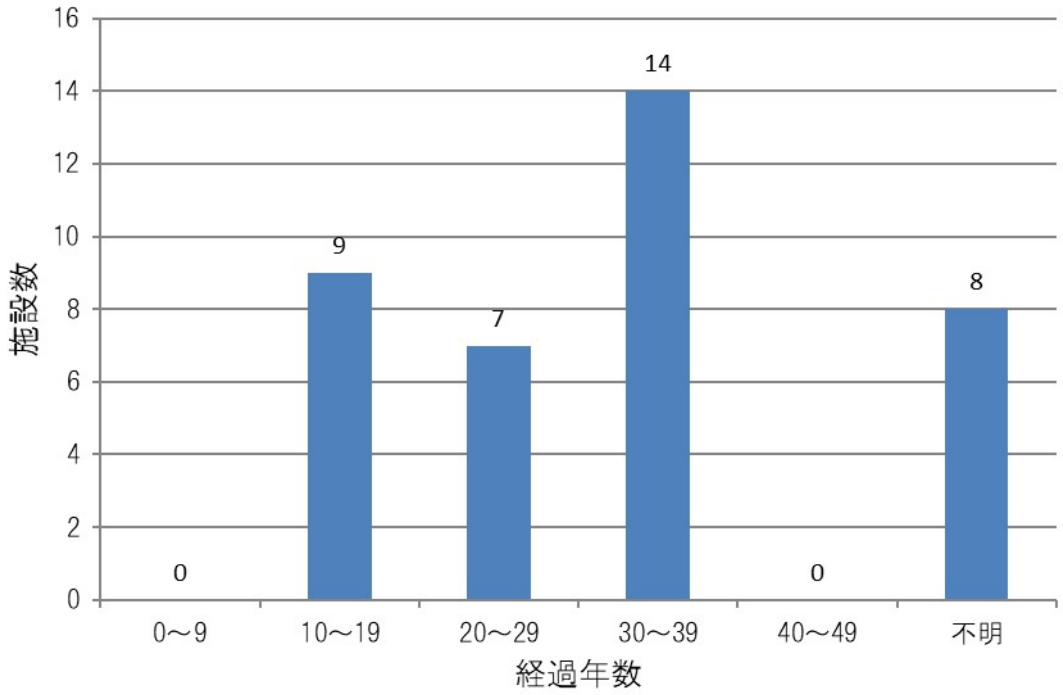


図 2-2　　経過年数別の施設数分布

（３）定期点検

１）点検の頻度

定期点検は、５年に１回の頻度で実施することを基本とします。

門型標識等の最新の状態を把握するとともに，次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得ることを目的とします。

２）点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とします。なお、近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため，必要に応じて触診や打音検査等を含む非破壊検査技術等を適用します。また、土中部等の部材については、周辺の状況などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行います。

（４）詳細調査

点検の結果、変状原因や規模、進行可能性などが不明であり、調査を行わなければ健全性の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、速やかに調査を行い、その結果を踏まえて健全性を診断します。

（５）健全性評価方法

門型標識等では、点検・調査の結果に基づき、部材単位の健全性の診断と施設毎の健全性の診断を行います。

１）部材単位の健全性の診断

部材単位の健全性の診断は、下表 2-2 の判定区分により行います。

表 2-2　　部材単位での健全性判定区分

健全性の区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが，予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり，早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている，又は生じる可能性が著しく高く，緊急に措置を講ずべき状態

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下表 2-3 に示す評価単位毎に区分して行います。

表 2-3　　判定の評価単位の標準

支柱	横梁	標識板又は 道路情報板	基礎	その他

２）施設毎の健全性の診断

施設毎の健全性の診断は、下表 2-4 の判定区分により行います。

表 2-4　　施設毎の健全性判定区分

健全性の区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが，予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり，早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている，又は生じる可能性が著しく高く，緊急に措置を講ずべき状態

（６）健全性の状況

令和８年５月現在、早期に修繕が必要な健全性Ⅲの門型標識等は全体の１０％を占めています。

（単位：基）

点検数	健全性			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
38	14	20	4	0

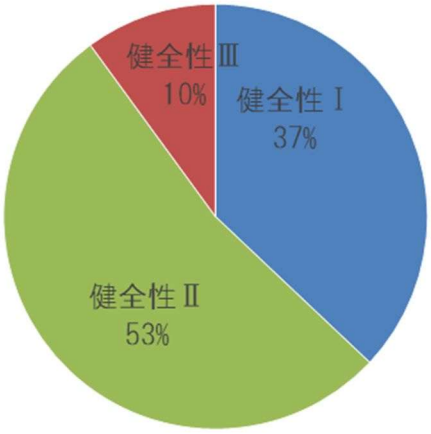


図 2-3　　健全性別施設数の割合

３．老朽化対策の実施

（１）維持管理水準

点検・調査の結果に基づいて診断された施設毎の健全性の判定区分により、措置（対策、監視等）を実施します。

本計画期間（令和８年度～令和１２年度）においては判定区分Ⅳ～Ⅲの修繕を優先的に実施し、その後は、判定区分Ⅱの予防保全段階での管理を目指します。

表 3-1　　判定区分

区分		状態	
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが，予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり，早期に措置を講ずべき状態	修繕対象
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている，又は生じる可能性が著しく高く，緊急に措置を講ずべき状態	

（２）対策の優先順位

健全性Ⅳと判定された施設は、最優先で対策を実施します。健全性Ⅲと判定された施設は、路線の重要度を考慮して優先度を決め対策を実施します。

点検・詳細調査・補修によって健全性のランクを変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

（３）門型標識等修繕方針

１）点検、詳細調査の結果に基づく健全性診断に応じて対策を講じます。

２）緊急に措置を行う必要がある施設（健全性Ⅳ）は、変状確認後直ちに通行規制並びに応急対策を行ったうえで、点検後２年以内に本対策を行います。

３）早期に措置を講じる必要のある施設（健全性Ⅲ）は、点検後５年以内に本対策を行います。

４）対策は、部材毎の損傷状況により、その範囲・規模・方法を決定し実施します。対策後は対策の実施内容を加味し、健全性の見直しを行います。

（４）対策費用

要対策施設の変状の程度、進行度合い等を考慮し、箇所毎に必要な修繕工事費の精査を行います。

前述の「（３）門型標識等修繕方針」に基づき、予算の平準化にも配慮しながら各年度の対策費用を決定します。

４．今後の取り組み

（１）維持管理の更なる高度化、効率化

コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省「新技術情報提供システム（NETIS)」及び「点検支援技術性能カタログ」を活用する等、維持管理に関する最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図ります。特に定期点検・補修設計については、国土交通省の「新技術利用のガイドライン（案)」を参考にしながら新技術等の活用を検討します。

１）修繕設計調査技術

老朽化した支柱の路面境界部以下の変状を非破壊で検出できる新技術を活用し、令和 11 年度までに従来技術と比較して１百万のコスト縮減を目指します。

（２）門型標識の集約化・撤去

１）検討方針

老朽化等により現状のままでは継続利用が困難な門型標識（健全度Ⅲ、Ⅳ）において、現在の利用状況を踏まえると集約化・撤去は困難なため、今後も同等以上の機能が必要な場合には「修繕」または「取替」を検討します。なお、車道幅員等を考慮して、門型式の道路標識から維持管理のしやすい片持ち式へ転換することも検討します。

また、道路整備状況や周辺環境の変化等により不要と判断した施設については「撤去」を検討し、近接する道路情報板や道路案内標識など、他の公共施設との集約が可能な場合は「集約」を検討します。

５．計画策定窓口等

（１）学識経験者等の専門知識を有する者

島根県橋梁長寿命化修繕計画策定検討会委員　８名

（２）計画策定窓口

〒690-8501　島根県松江市殿町８番地

島根県 土木部 道路維持課　TEL(0852)22-5194

門型標識等点検・修繕計画一覧表

門型標識等 点検・修繕計画一覧表

No.	施設管理番号	事務所	事業所	市町村	道路種別	路線名	施設区分	道路幅員（m）	設置年度	経過年数	直近の点検結果						次回点検年度（予定）	備考
											点検実施	判定区分	修繕着手年度	修繕完了年度	対策内容	対策費用（百万円）		
1	A01-AE-914765	松江	01松江	松江市	国	国道431号	道路標識	24.4	2012	14	R5	Ⅰ	－	－	－		R10	道路標識6枚
2	A01-AE-914771	松江	01松江	松江市	国	国道431号	道路標識	22.0	2012	14	R5	Ⅰ	－	－	－		R10	道路標識4枚
3	A01-AE-914789	松江	01松江	松江市	国	国道485号	道路標識	16.6	2012	14	R5	Ⅰ	－	－	－		R10	道路標識9枚
4	A01-AE-914781	松江	01松江	松江市	国	国道485号	道路標識	15.8	2011	15	R5	Ⅰ	－	－	－		R10	道路標識8枚
5	A01-AE-914798	松江	01松江	松江市	主	松江島根線	道路標識	17.3	1992	34	R5	Ⅰ	－	－	－		R10	道路標識7枚
6	A01-AE-914860	松江	01松江	松江市	主	松江島根線	道路標識	18.6	1992	34	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路標識7枚
7	A01-AE-914803	松江	01松江	松江市	主	松江島根線	道路標識	18.6	1992	34	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路標識12枚
8	A01-AE-914846	松江	01松江	松江市	主	松江島根線	道路標識	17.6	1992	34	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路標識11枚
9	A01-AE-914836	松江	01松江	松江市	主	松江島根線	道路標識	17.6	1992	34	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路標識10枚
10	A01-AE-914826	松江	01松江	松江市	主	松江島根線	道路標識	18.0	1996	30	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路標識10枚
11	A01-AE-914813	松江	01松江	松江市	主	松江島根線	道路標識	17.7	1993	33	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路標識11枚
12	A01-AE-914863	松江	01松江	松江市	主	松江停車場線	道路標識	17.0	不明	不明	R5	Ⅲ	R6	R7	－		R10	道路標識4枚
13	A01-AE-914864	松江	01松江	松江市	主	松江鹿島美保関線	道路標識	23.7	2002	24	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路標識7枚
14	A01-AE-914869	松江	01松江	松江市	一	本庄福富松江線	道路標識	13.5	2010	16	R5	Ⅰ	－	－	－		R10	道路標識5枚
15	A03-AE-900005	雲南	03雲南	雲南市	国	国道314号	道路標識	12.0	1991	35	R4	Ⅲ	R5	R6	－		R9	道路標識4枚
16	A03-AE-900006	雲南	03雲南	雲南市	国	国道314号	道路標識	12.0	1991	35	R4	Ⅱ	－	－	－		R9	道路標識9枚
17	A03-AE-900003	雲南	03雲南	雲南市	主	松江木次線	道路情報提供装置	14.0	2002	24	R4	Ⅱ	－	－	－		R9	道路情報提供装置2基 道路標識3枚
18	A03-AE-900004	雲南	03雲南	雲南市	主	松江木次線	道路標識	14.0	2001	25	R4	Ⅲ	R5	R6	－		R9	道路標識5枚
19	A03-AE-900001	雲南	03雲南	雲南市	主	玉湯吾妻山線	道路標識	11.0	2005	21	R4	Ⅱ	－	－	－		R9	道路標識2枚
20	A05-AE-900007	出雲	05出雲	出雲市	一	斐川上島線	道路標識	12.6	不明	不明	R3	Ⅱ	－	－	－		R8	道路標識4枚
21	A05-AE-900004	出雲	05出雲	出雲市	一	多伎江南出雲線	道路標識	25.0	不明	不明	R3	Ⅰ	－	－	－		R8	道路標識6枚
22	A05-AE-900005	出雲	05出雲	出雲市	一	多伎江南出雲線	道路標識	25.0	不明	不明	R3	Ⅱ	－	－	－		R8	道路標識6枚
23	A05-AE-900006	出雲	05出雲	出雲市	一	多伎江南出雲線	道路標識	29.5	不明	不明	R3	Ⅰ	－	－	－		R8	道路標識8枚
24	A05-AE-900001	出雲	05出雲	出雲市	一	出雲インター線	道路標識	13.5	2009	17	R3	Ⅱ	－	－	－		R8	道路標識5枚
25	A05-AE-900002	出雲	05出雲	出雲市	一	出雲インター線	道路標識	26.0	2009	17	R3	Ⅱ	－	－	－		R8	道路標識5枚
26	A05-AE-900003	出雲	05出雲	出雲市	一	出雲インター線	道路標識	20.0	2009	17	R3	Ⅱ	－	－	－		R8	道路標識4枚
28	A06-AE-915623	県央	06県央	川本町	国	国道261号	道路情報提供装置	8.5	不明	不明	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路情報提供装置1基 道路標識2枚
29	A07-AE-900001	県央	07大田	大田市	国	国道375号	道路情報提供装置	12.0	1997	29	R3	Ⅱ	－	－	－		R8	道路情報提供装置1基 気温表示計1基
30	A08-AE-900003	浜田	08浜田	浜田市	国	国道186号	道路標識	21.4	2000	26	R3	Ⅰ	－	－	－		R8	道路標識5枚
31	A08-AE-900004	浜田	08浜田	浜田市	国	国道186号	道路標識	16.3	不明	不明	R3	Ⅰ	－	－	－		R8	道路標識4枚
32	A08-AE-900001	浜田	08浜田	浜田市	国	国道186号	道路情報提供装置	16.6	2004	22	R3	Ⅰ	－	－	－		R8	道路情報提供装置1基 道路標識1枚
33	A08-AE-900002	浜田	08浜田	浜田市	国	国道186号	道路情報提供装置	11.0	1988	38	R3	Ⅰ	－	－	－		R8	道路情報提供装置1基
34	A10-AE-900168	益田	10津和野	吉賀町	国	国道187号	道路標識	11.7	1987	39	R5	Ⅰ	－	－	－		R10	道路標識6枚
35	A10-AE-001092	益田	10津和野	吉賀町	国	国道187号	道路情報提供装置	10.0	不明	不明	R5	Ⅱ	－	－	－		R10	道路情報提供装置1基 気温表示計1基 道路標識1枚
36	A10-AE-001094	益田	10津和野	津和野町	国	国道187号	道路情報提供装置	11.7	1996	30	R5	Ⅰ	－	－	－		R10	道路情報提供装置2基 気温表示計2基
37	A03-AE-900002	雲南	03雲南	雲南市	一	三刀屋木次インター線	道路標識	9.5	2015	11	R4	Ⅱ	－	－	－		R9	道路標識4枚
38	A05-AE-900009	出雲	05出雲	出雲市	国	国道184号	道路標識	14.5	1996	30	R3	Ⅱ	－	－	－		R8	道路標識7枚
39	A05-AE-900008	出雲	05出雲	出雲市	主	出雲大社線	道路標識	14.5	1996	30	R3	Ⅲ	R4	R5	－		R8	道路標識6枚